

「千葉県乳がん検診実施のための技術的手引き（案）」について

1 経緯

- ・本県では、乳がんによる死亡率が全国に比べても高く、65歳未満の女性の死亡原因の第1位を占めていたことから、平成16年7月に「千葉県乳がん検診ガイドライン」を策定し、乳がんの早期発見に取り組んできた。
- ・しかしながら、ガイドライン策定から12年が経過していることから、来年度の「千葉県がん対策推進基本計画」の改定に向けて、がん検診の実施環境の変化等を踏まえ、見直しを行うこととした。

2 位置づけについて

- ・国の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」により、有効性の確立した検診内容が示されていること、また具体的実施内容等は、検診実施主体である各市町村において検討がなされていることから、見直しにあたっては「ガイドライン」ではなく、国指針を補う「技術的な手引き」の位置づけとしてまとめることとした。
- ・国指針の技術的内容を補足し、市町村がん検診の精度管理向上のため活用されることを目的としている。

3 主な修正点について

構成	主な修正点	
	該当箇所	主な修正内容
第1 策定の目的	p. 1 2 策定の経緯と目的	・国指針を補足する技術的な手引きとして作成
第2 検診実施上の留意点	p. 2 3 検診項目における留意点	・各検診項目の留意点のみ記載 ・「がん検診のあり方に関する検討会中間報告書～乳がん検診及び胃がん検診項目等について～（平成27年9月）」等の最新の知見に基づき、内容を更新
第3 検診の精度管理	p. 4-5 1 市町村の役割 2 検診実施機関の役割	・国指針の改正を踏まえ、市町村の役割として「精密検査未受診者に対する受診勧奨」及び「検診機関の質の担保」を追加 ・検診実施機関の役割として「検診の実施体制の評価分析」を追加
第4 関係機関の協力	p. 5 1 医師会 2 県の役割	・医師会の協力内容に、撮影や読影等の精度管理向上への協力を追加 ・県の役割を時点更新（当部会の運営）
第5 検診実施の技術的ガイドライン	p. 6～9 1 検診機関の条件 2 検診の内容 3 判定基準	・検診技術の発展や、学会規約の改訂等を反映し、記載内容を更新

構成	主な修正点	
	該当箇所	主な修正内容
第6 各種様式	p. 10～11 1 検診票 (例) p. 12～16 2 乳がん精密検査依頼書 兼 結果 報告書 (例) 3 受診者への説明資料 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学会規約の改訂等を反映し、記載内容を更新 ・ 事業評価のためのチェックリストの改正等を踏まえ、様式例の追加
参考資料	p. 17～25 1 乳がん検診のためのチェックリ スト (市区町村用) 2 乳がん検診のためのチェックリ スト (検診実施機関用) 3 仕様書に明記すべき必要最低限 の精度管理項目 (乳がん検診) 4 プロセス指標の意味と活用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精度管理指標に関する参考資料を添付

4 今後の方針について

来年度の「千葉県がん対策推進計画」の改定作業にあたって、同計画の予防・早期発見に係る部分の検討を、当部会が担う予定である。

乳がん検診に関しては本手引き（案）を踏まえて計画の検討を行い、場合によっては修正・更新を加え、次期計画と併せて策定・周知することとしたい。

千葉県乳がん検診実施のための技術的手引き（案）

（案）

第1 策定の目的

1 本県の乳がんの状況

本県における乳がんの死亡者数は年々増加し、その約4割は65歳未満の死亡である。75歳未満年齢調整死亡率は全国と比べても高く、女性の早世の原因の一つとなっている。

また、罹患率も年々増加しており、30歳代後半から上昇し始め、中でも45歳から49歳の年齢層の増加が著しい。

2 策定の経緯と目的

乳がんは、早期に発見し、治療を行えば、予後は良好であり、乳房の温存による生活の質の維持・向上が期待される疾病である。

本県では、市町村が行う乳がん検診事業のより効果的な実施に資するため、検診体制の充実や検診精度の向上を目的として、平成16年7月に「千葉県乳がん検診ガイドライン」を定めた。同ガイドラインは、検診実施の具体的な基準に対する市町村の希望、本県における画像診断機器の整備状況、他県に比べ死亡率が高い状況などの本県の特性を踏まえ、検診実施のためのきめ細やかな内容を示したものである。

その後、国の「がん検診のあり方に関する検討会」における議論等を踏まえ、平成28年2月、国において「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（以下「国指針」という）が一部改正されたところである。

本手引きは、「千葉県乳がん検診ガイドライン」をもとに、国指針の一部改正や学会規約の改訂等を踏まえ策定したものであり、国指針の技術的内容を補足し、市町村がん検診の精度管理向上のため活用されることを目的としている。

第2 検診実施上の留意事項

1 検診計画の策定

実施市町村は、検診を効果的・効率的に実施するため、検診対象者の範囲、方法、実施スケジュール、検診結果の通知方法、受診率の向上のための方策などについて、検診計画を策定することが望ましい。

なお、計画策定上の主な事項は次のとおりである。

(1) 検診に対する住民要望等の把握

あらかじめ、住民の乳がんに関する知識、検診の受診率や受診間隔などの動向、過去の未受診者の受診しなかった理由、住民の検診に関する希望などを把握すること。

(2) 検診実施機関や医師会との協議

検診の内容や方法、検診の実施時期（年間スケジュール）、想定される対象人数、委託先の選定条件（検診施設の設備や従事者の資格要件）、検診実施から結果判定、受診者に

対する結果通知や指導、報告までの手順などについて、事前に協議しておくこと。

(3) 先進事例等の把握

県健康福祉センター(保健所)や近隣市町村と検診に関する情報交換を行い、検診機関及び医療機関に関する情報、効率的な実施方法や受診の啓発方法などの把握に努める。

2 実施機関の選定

検診機関及び医療機関に検診業務を委託するにあたっては、検診の精度管理及び検診能力等について調査検討のうえ、必要な基準を満たしていると認められる機関を選定する。

実施機関は、「第 5 1 検診機関の条件」を満たしていることが望ましい。

3 検診項目における留意点

(1) マンモグラフィ

- ・当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の女性を対象に、問診及び乳房エックス線検査(以下「マンモグラフィ」という)を行う。
- ・自己触診においてしこりを触れた場合など、何らかの異常や自覚症状のある者については、速やかな医療機関への受診が必要であることから、検診の対象者とせず医療機関の診察を受けるよう指導する。その際は乳房疾患を専門とする医療機関の受診を勧める。
- ・視診及び触診は推奨しないが、仮に実施する場合は、マンモグラフィと併せて実施することとする。

(2) 超音波検査

- ・当該市町村の区域内に居住地を有する30歳代から40歳代の女性を対象に、超音波検査を併せて実施することは、次の理由により差し支えない。
- ・超音波検査は、乳房に超音波を当て反射する音波を画像化して診断する検査であり、マンモグラフィでは判別が難しいとされる、乳腺の発達した若い女性の乳がん発見に有効な検査である。
- ・県内では、30歳代後半から乳がんの罹患率が上昇しており、30歳代からの検診受診が徐々に広がりつつある。
- ・これまでに県内で行われた超音波検査においては、他の世代に比較し発見率は低いものの、30歳代からがんが発見されている。
- ・罹患率がさらに高くなる40歳代に向けて、検診受診の習慣の定着が必要である。
- ・なお、国指針における乳がん検診の検診項目には、超音波検査は現在位置付けられていない。国「がん検診のあり方に関する検討会」の「がん検診のあり方に関する検討会中間報告書～乳がん検診及び胃がん検診の検診項目等について～(平成27年9月)」では、超音波検査について次のように述べている。

『超音波検査については、特に高濃度乳腺の者に対して、マンモグラフィと併用した場合、マンモグラフィ単独検査に比べて感度及びがん発見率が優れているという研究結果が得ら

れており、将来的に対策型検診として導入される可能性がある。しかしながら、死亡率減少効果や検診の実施体制、特異度が低下するといった不利益を最小化するための対策等について、引き続き検証していく必要がある。』

(案)

よって、引き続き関係機関が協力して情報収集を行うとともに、検診結果の集計・分析を行い、有効性の確認に努めていくこととする。

4 検診結果の把握と指導

検診の結果は、「要精検」と「精検不要」に区分する。

(1) 「要精検」者への対応

「要精検」と区分された者全員に対し、受診可能な精密検査機関名の一覧を提示すとともに、すみやかに精密検査を受診するよう指導を行う。

また、精密検査の必要性や内容を十分説明し、検査に対する不安の軽減に努め、早期に精密検査を受診するよう勧奨する。

(2) 「精検不要」者への対応

「精検不要」と区分された者には、継続して検診を受ける必要性を十分説明し、次回の検診受診を勧める。

併せて、日常の健康管理の一環としての自己触診を行い、がんの早期発見の努力を行うよう指導を行うことが望ましい。

5 検診実施の周知

住民基本台帳等をもとに対象者全員の氏名を記載した名簿を作成する。

検診を実施するにあたり住民に対し、広報や通知等により、検診の必要性や検診の日時・方法等の周知を図り、受診率の向上を図るよう努める。

なお、検診受診者の分析や未受診者の理由の把握など情報収集や分析を行い、検診計画に活かすとともに、個別に受診勧奨を行う等、特に乳がんが増加している40～50歳代の受診を促進するよう周知方法を工夫する。

6 乳がんに関する正しい知識や自己触診の普及啓発

乳がんは、早期に発見し治療を行えば、予後は良好であり、乳房の温存による生活の質の維持・向上が期待されることから早期発見の意義が大きい。

また、乳がんは日常の健康管理の一環としての自己触診によって、しこり(腫瘍)が触れるなどの自覚症状を認めることにより発見される場合がある。したがって、市町村及び検診実施機関は、検診の待ち時間やその他健康教育の機会をとらえ、自己触診に関する正しい方法と重要性について、啓発普及に努めることが望まれる。

さらに、乳がんのリスクファクターに関する一次予防の知識を、検診通知や生活指導時の機会をとらえ啓発普及に努めることが望まれる。

第3 検診の精度管理

検診指標の評価検討、検診施設の適正管理及び検診従事者の資質の向上等の精度管理は、検診を効果的に行うためにきわめて重要である。

したがって、検診実施機関・医療機関・精密検査実施機関等は各々が精度管理に努めることが必要である。

1 市町村の役割

(1) 検診記録の整備

市町村は、検診実施機関と連携を図り、受診者の氏名、年齢、住所、過去の検診受診状況、**検診結果等**を記録し**5年間**保存する。

また、受診指導の記録を併せて整理するほか、**個人別の受診台帳等**を作成し、**精密検査方法、精密検査結果及び最終病理結果・病期、治療の状況等**を記録し、**5年間**保存する。

(2) 精密検査未受診者に対する受診勧奨

市町村は、精密検査結果等が不明の者については、本人もしくは精密検査機関への照会等により確認し、精密検査未受診者に対しては精密検査の受診勧奨を行う。

(3) 検診の実施体制の評価分析

市町村は、「**事業評価のためのチェックリスト**」等により、**検診の実施状況を把握するとともに、整備した記録を基に年齢別受診者数・受診率・要精検率・精検受診率・早期がん割合・陽性反応適中度等の「プロセス指標」**を集計する。なお、各プロセス指標の集計にあたっては、**年齢5歳階級別・検診機関別・過去の受診歴別・検診方法別**に行い、その分析により検診精度の向上を目指す。

(4) 検診機関の質の担保

市町村は、**検診実施機関が満たすべき精度管理項目を記載した仕様書等**を作成し、仕様書等に基づき**検診委託先機関を選定する**。

また、**検診委託機関の精度管理状況の把握とフィードバックに努める**。

2 検診実施機関の役割

(1) 検診従事者の資質向上

検診実施機関は、**検診担当医師等検診従事者の資質の向上を図るため、必要な研修等に参加させるよう努める**。

(2) 検診用装置の設置及び保守点検

検診実施機関は、**検診用装置の導入に際しては仕様基準を満たした機器を整備し、さらに必要な保守点検に努めるとともに、市町村の求めに応じ、検診用検査装置に関する情報を提供する**。

(3) 検診資料の保存

検診実施機関は、**検診票・画像記録・実施記録等、検診に関する資料を少なくとも5年間保存する**。

(4) 検診結果の報告

検診実施機関は、検診結果をすみやかに受診者に伝え、検診受診者に対する検診の信頼を確保するため、原則として検診日より4週間以内に市町村に検診結果を報告する。

(5) 検診の実施体制の評価分析

検診実施機関は、「事業評価のためのチェックリスト」等により実施状況を確認するとともに、精密検査方法、精密検査結果及び最終病理結果・病期、治療の状況等の積極的な把握により、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等の「プロセス指標」に基づく評価に努める。

第4 関係機関の協力

1 医師会

千葉県医師会及び各地区医師会は、市町村の検診の充実を図るため、検診計画の立案及び検診実施に協力する。

また、医師会内に検討会や委員会等を設置（もしくは市町村等が設置した検討会や委員会に参加）することにより、撮影や読影等の精度管理の向上に協力する。

2 県の役割

県は、千葉県がん対策審議会予防・早期発見部会を運営し、市町村が行う検診体制の充実及び精度向上に必要な情報の収集及び提供を行うものとする。

また、県は、検診従事医師等に対する研修及び市町村保健師等自己触診の指導者に対する研修を行う。

3 県健康福祉センター（保健所）

県健康福祉センター（保健所）は、市町村の検診計画の策定や関係団体の協力の確保等について情報提供や連絡調整などの支援を行う。

第5 検診実施の技術的ガイドライン

1 検診機関の条件

(1) マンモグラフィ検診実施機関

ア 検診に用いる機器

日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たしていること。

乳房エックス線撮影における線量及び写真の画質について、日本乳がん検診精度管理中央機構の行う施設画像評価を受け、「A」又は「B」の評価を受けることが望ましい。

イ 撮影者

マンモグラフィ撮影者は、日本乳がん検診精度管理中央機構が主催又は共催するマンモグラフィに関する講習会を修了し、「A」又は「B」の評価を受けた診療放射線技師、又は当該技師の指導下で撮影をしていること。

ウ 読影医師

写真の読影にあたっては二重読影を行うものとする。マンモグラフィ読影医師2名のうち1名は日本乳がん検診精度管理中央機構が主催又は共催する読影講習会を修了し、「A」又は「B」の評価を受けた十分な経験を有する医師による読影・判定を原則とする。読影結果の判定は左右の別ごとに行うこと。

(2) 超音波検診実施機関

ア 検診に用いる機器

中心周波数が10MHz以上の乳腺用探触子のある乳房専用超音波診断装置を設置する。

なお、記録装置は静止画像を撮影できるものとする。

イ 従事者及び判定医師

検査は乳腺疾患および乳房超音波検査に習熟した医師、臨床検査技師、診療放射線技師、看護師が行う必要がある。技量の担保として、日本乳がん検診精度管理中央機構が主催または共催する講習プログラムを修了し、相応の成績を収めた上記の職種に該当する者が検査を行うことが望ましい。判定に関しても上記のプログラムを修了し、相応の成績を収めた医師が行うことが望ましい。

上記に加え、公益社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医(乳腺、体表あるいは総合領域)、同超音波検査士(体表臓器領域あるいは健診領域)の資格を有していることはさらに望ましい。(「超音波による乳がん検診の手引き～精度管理マニュアル～」より引用)

(案)

(3) 精密検査実施機関

ア 次の検査により診断を行うことのできる機関であることが望ましい。

(ア) 精検用乳房X線撮影

a 機器等

乳房X線撮影装置が日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たし、線量及び画質基準を満たした撮影装置を使用すること。

日本乳がん検診精度管理中央機構の施設画像評価に合格していること。

少なくとも2方向撮影・圧迫スポット撮影および拡大撮影が可能なこと。

b 撮影者

マンモグラフィ撮影技術および精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会を修了した診療放射線技師が撮影すること、あるいはその監督下に撮影されること。

c 読影医師

マンモグラフィに関する基本講習プログラムに準じた読影講習会を修了し、十分な読影能力を有する医師により読影されること。

(イ) 乳房超音波検査

a 機器等

超音波診断装置に適切な探触子を接続して使用すること。なお、探触子は表在用を用いること。

画像および所見・診断を記録し、保管すること。

b 従事者

乳房超音波検査に習熟した医師・臨床検査技師・診療放射線技師・看護師が検査を行うこと。

c 判定医師

乳腺疾患の超音波診断に習熟した医師が診断すること。

(ウ) 細胞診・組織診

細胞診、針生検が可能であること。また、必要あれば外科的生検が可能であること。あるいは、外科的生検が可能な施設と連携できること。

細胞診の診断は細胞診専門医・細胞検査士（日本臨床細胞学会）により、組織診の診断は病理専門医（日本病理学会）により行われること。

イ 精密検査結果を速やかに市町村に報告できる機関であること。

ウ がん検診の向上のために千葉県がん登録事業に協力できる機関が望ましい。

エ 精密検査実施機関には、日本乳癌学会の乳腺専門医（当面の間は認定医も可とする）が常勤し検査を行う、あるいは当該医師の監督下で行われることが望ましい。

2 検診の内容

(1) 問診

ア 問診内容

現在の症状・乳がんの家族歴・既往歴・月経及び妊娠に関する事項・乳房の状態・過去の検診受診状況等を聴取する。

イ 検診・精密検査結果に関する同意

検診・精密検査結果については、一次検診実施機関、精密検査実施機関及び実施主体である市町村が記録を把握・管理する。

受診者の精密検診結果等、検診の精度管理に必要な情報について、受診者にあらかじめ個人の特特定できないような形で情報の利用について同意を求めるように努める。

(2) マンモグラフィ

ア 撮影法

40～49歳 内外斜位及び頭尾方向の2方向を基準とする。

50歳以上 内外斜位1方向を基準とする。

50歳以上の対象者にも頭尾方向撮影を追加することは差し支えない。

イ 撮影にあたっての留意事項

撮影時はできるだけブラインドエリアが少なくなるよう適正な体位を保持する。

また、検診受診者に事前にマンモグラフィ検査に関する説明を行い、放射線被曝による健康被害の不安や検査に伴う苦痛の軽減に努めるものとする。

ウ 読影にあたっての留意事項

写真の読影は、読影室の照度やシャウカステンの輝度に十分配慮する等読影環境を整えた上で、二重読影（このうち1名は、十分な経験を有する医師であること。）により行う。なお、読影結果の判定は、乳房の左右の別ごとに行う。

二重読影の所見に応じて、過去に撮影した乳房エックス線写真と比較読影することが望ましい。

(3) 超音波検査

ア 体位

検査を行う乳房の下に枕を入れ、乳房が胸壁の上に水平になるようにする。腕は脇につけず、くの字に軽く曲げる。乳房の下にくびれができてしまうような乳房の大きい女性や腋窩の走査には腕を挙上する。

イ 検査法

(ア) 走査撮影法

走査をする場合は、少しずつオーバーラップするようにして、隙間をつくらないようにして見落とし部分のないように検査する。

異常所見がある場合、異常部位の最大断面とそれに直行する断面の2方向は最低限撮影する。ただしのう胞については、1方向の撮影でよいものとする。

さらに異常の評価に必要なと思われる画像を追加記録する。

(イ) 静止画像の記録

検査実施者が適切に撮影し、画像処理を施して、撮影に最適と思われる画像を記録する。

(ウ) 画像の読影

十分な経験を有する医師によって行い、判定結果を記録する。

3 判定基準

マンモグラフィにおいては「マンモグラフィガイドライン第3版増補版」(社)日本医学放射線学会／(社)日本放射線技術学会編集(医学書院)の判定基準に準拠して判定する。

超音波検査については「乳房超音波診断ガイドライン改定第3版」日本乳腺超音波医学会編集(南江堂)及び「超音波による乳がん検診の手引き～精度管理マニュアル～」日本乳癌検診学会超音波検診精度管理委員会編集(南江堂)の判定基準に準拠して判定する。

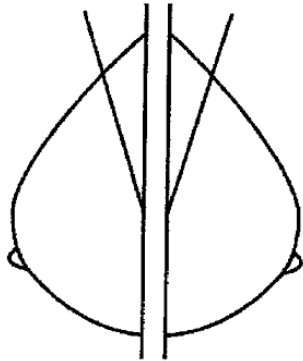
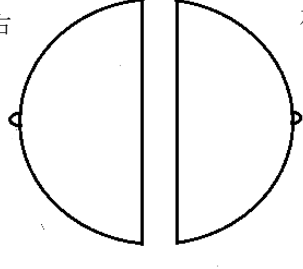
第6 各種様式

(案)

1 検診票(問診票・受診票・記録票)

(1) 問診・マンモグラフィ(例)

該当□に全てにレ点

実施主体		検診日		受付No	
氏名		生年月日		検診会場	
住所		電話番号			
検診受診歴	<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> 以前も受けた (<input type="checkbox"/> 1年前 <input type="checkbox"/> 2年前 <input type="checkbox"/> 3年以上前)				
精検受診歴	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 以前に受けた (<input type="checkbox"/> 1年前 <input type="checkbox"/> 2年前 <input type="checkbox"/> 3年以上前)				
問診	自覚症状	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 乳房腫瘍 <input type="checkbox"/> 乳汁分泌 <input type="checkbox"/> 乳房の痛み			
	既往歴	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 手術(子宮・卵巣) <input type="checkbox"/> ホルモン治療 <input type="checkbox"/> 放射線治療 <input type="checkbox"/> 乳房の病気(歳)(病名)			
	生理	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 生理中			
	妊娠	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(回)			
	出産	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(回 初産 歳、最終出産 歳)			
	授乳の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 現在授乳中			
	家族歴	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 乳がん(誰が) <input type="checkbox"/> 他のがん(誰が)			
その他	豊胸、ペースメーカー、胸部にシャント・ポート等 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 該当有()				
マンモグラフィ所見(読影医師)					
(右)				(左)	
<input type="checkbox"/> 腫瘍 数: 個、 辺縁: 大きさ:直径 cm、 形 { 円形、多角形 分葉形、不整形 濃度: <input type="checkbox"/> 石灰化 形態: 分布:				<input type="checkbox"/> 腫瘍 数: 個、 辺縁: 大きさ:直径 cm、 形 { 円形、多角形 分葉形、不整形 濃度: <input type="checkbox"/> 石灰化 形態: 分布:	
<input type="checkbox"/> その他の所見 ()				<input type="checkbox"/> その他の所見 ()	
<input type="checkbox"/> 画像不良				<input type="checkbox"/> 画像不良	
判定		判定		判定	
<input type="checkbox"/> N-1: 要マンモグラフィ再検査 <input type="checkbox"/> N-2: マンモグラフィ無効、その方法 で判定		<input type="checkbox"/> N-1: 要マンモグラフィ再検査 <input type="checkbox"/> N-2: マンモグラフィ無効、その方法 で判定		<input type="checkbox"/> N-1: 要マンモグラフィ再検査 <input type="checkbox"/> N-2: マンモグラフィ無効、その方法 で判定	
<input type="checkbox"/> カテゴリー1 <input type="checkbox"/> カテゴリー2 <input type="checkbox"/> カテゴリー3 <input type="checkbox"/> カテゴリー4 <input type="checkbox"/> カテゴリー5		<input type="checkbox"/> カテゴリー1 <input type="checkbox"/> カテゴリー2 <input type="checkbox"/> カテゴリー3 <input type="checkbox"/> カテゴリー4 <input type="checkbox"/> カテゴリー5		<input type="checkbox"/> カテゴリー1 <input type="checkbox"/> カテゴリー2 <input type="checkbox"/> カテゴリー3 <input type="checkbox"/> カテゴリー4 <input type="checkbox"/> カテゴリー5	
総合判定		<input type="checkbox"/> 要精密検査		<input type="checkbox"/> 精検不要	

(2) 問診・超音波(例)

(案)

実施主体		検診日		受付No	
氏名		生年月日		検診会場	
住所		電話番号			
検診受診歴	<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> 以前も受けた (<input type="checkbox"/> 1年前 <input type="checkbox"/> 2年前 <input type="checkbox"/> 3年以上前)				
精検受診歴	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 以前に受けた (<input type="checkbox"/> 1年前 <input type="checkbox"/> 2年前 <input type="checkbox"/> 3年以上前)				
問診	自覚症状	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 乳房腫瘍 <input type="checkbox"/> 乳汁分泌 <input type="checkbox"/> 乳房の痛み			
	既往歴	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 手術(子宮・卵巣) <input type="checkbox"/> ホルモン治療 <input type="checkbox"/> 放射線治療 <input type="checkbox"/> 乳房の病気(歳)(病名)			
	生理	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 生理中			
	妊娠	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(回)			
	出産	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(回 初産 歳、最終出産 歳)			
	授乳の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 現在授乳中			
	家族歴	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 乳がん(誰が) <input type="checkbox"/> 他のがん(誰が)			
	その他	豊胸、ペースメーカー、胸部にシャント・ポート等 <input type="checkbox"/> 該当無 <input type="checkbox"/> 該当有()			
超音波所見(読影医師、検診技師)					
(右) <input type="checkbox"/> 腫瘍 大きさ: × cm 形状: 円形・分葉形・ 多角形・不整形 境界(部): 明瞭平滑・ 明瞭粗ざう・ 不明瞭			(左) <input type="checkbox"/> 腫瘍 大きさ: × cm 形状: 円形・分葉形・ 多角形・不整形 境界(部): 明瞭平滑・ 明瞭粗ざう・ 不明瞭		
<input type="checkbox"/> のう胞			<input type="checkbox"/> のう胞		
<input type="checkbox"/> のう胞内腫瘍			<input type="checkbox"/> のう胞内腫瘍		
<input type="checkbox"/> 非腫瘍性病変			<input type="checkbox"/> 非腫瘍性病変		
<input type="checkbox"/> 乳管内病変 (拡張 ・ 腫瘍)			<input type="checkbox"/> 乳管内病変 (拡張 ・ 腫瘍)		
<input type="checkbox"/> その他所見 ()			<input type="checkbox"/> その他所見 ()		
判定 <input type="checkbox"/> カテゴリー1 <input type="checkbox"/> カテゴリー2 <input type="checkbox"/> カテゴリー3 <input type="checkbox"/> カテゴリー4 <input type="checkbox"/> カテゴリー5			判定 <input type="checkbox"/> カテゴリー1 <input type="checkbox"/> カテゴリー2 <input type="checkbox"/> カテゴリー3 <input type="checkbox"/> カテゴリー4 <input type="checkbox"/> カテゴリー5		
総合判定 <input type="checkbox"/> 要精密検査 <input type="checkbox"/> 精検不要					

2 乳がん精密検診依頼書 兼 結果報告書 (例)

乳房精密検査依頼書

3枚複写式
(1枚目)

① 乳房精密検査実施医療機関保存用

精密検査実施医療機関の長 様

市町村名：
担当： 課 係
TEL：

平素より格別の御指導御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記の方は、乳がん検診の結果、精密検査を要すると考えられますのでよろしくお願いたします。

御高診の上、該当項目を記入し、結果報告書2部 (②、③) を一次検診機関又は市町村に御回答ください。

ふりがな 氏名	住所
生年月日 明・大・昭 年 月 日	年齢 歳 検診番号

マンモグラフィ (検診実施機関記入欄)

検診日 年 月 日	フィルム番号
撮影場所	
検診機関名	検診機関住所
	電話番号
担当医師 (一次読影)	担当医師 (二次読影)
読影日 年 月 日	読影日 年 月 日
所見 右	所見 左
<input type="checkbox"/> 腫瘍	<input type="checkbox"/> 腫瘍
<input type="checkbox"/> 石灰化	<input type="checkbox"/> 石灰化
<input type="checkbox"/> その他の所見	<input type="checkbox"/> その他の所見
部位	部位
判定	判定

超音波検査 (検診実施機関記入欄)

検診日 年 月 日	
検診場所	
検診機関名	検診機関住所
電話番号	担当医師
所見 右	所見 左
<input type="checkbox"/> 腫瘍	<input type="checkbox"/> 腫瘍
<input type="checkbox"/> のう胞	<input type="checkbox"/> のう胞
<input type="checkbox"/> のう胞内腫瘍	<input type="checkbox"/> のう胞内腫瘍
<input type="checkbox"/> 非腫瘍性病変	<input type="checkbox"/> 非腫瘍性病変
<input type="checkbox"/> 乳管内病変	<input type="checkbox"/> 乳管内病変
<input type="checkbox"/> その他の所見	<input type="checkbox"/> その他の所見
部位	部位
判定	判定

精密検査 (精密検査実施医療機関記入欄)

精密検査結果 (※)	組織診断 (※)	診断方法
(1) 乳がん (確定) <input type="checkbox"/>	(1) 非浸潤性乳管癌 <input type="checkbox"/>	(1) マンモグラフィ <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> (再掲) 原発性乳がん	(2) 浸潤性乳管癌 <input type="checkbox"/>	(2) 超音波検査 <input type="checkbox"/>
病期	(3) 特殊型 () <input type="checkbox"/>	(3) 乳汁細胞診 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 非浸潤がん (0期) <input type="checkbox"/> 早期がん (I期)	(4) Paget病 <input type="checkbox"/>	(4) 穿刺吸引細胞診 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> II期 <input type="checkbox"/> III-a期 <input type="checkbox"/> III-b期 <input type="checkbox"/> IV期	(5) 線維腺腫 <input type="checkbox"/>	(5) 針生検 (コアバイオプシー) <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> Tis期	(6) 乳管内乳頭腫 <input type="checkbox"/>	(6) 吸引式組織生検 <input type="checkbox"/>
(2) 乳がんの疑い <input type="checkbox"/>	(7) 乳腺症 <input type="checkbox"/>	(7) 切開生検 <input type="checkbox"/>
(3) 乳がん以外の疾患 <input type="checkbox"/>	(8) その他 () <input type="checkbox"/>	(8) MRI <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 乳腺症 <input type="checkbox"/> 乳頭異常分泌		(9) CT <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 良性腫瘍 (線維線腫・のう胞等)		(10) その他 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> その他 ()		
(4) 異常なし <input type="checkbox"/>		

精密検査に伴う偶発症の有無

無
 有 (入院治療を要するもの・死亡)

指示	精密検査実施医療機関名
(1) 要手術 <input type="checkbox"/>	電話
(2) 入院治療 <input type="checkbox"/>	担当医師
(3) 通院治療 <input type="checkbox"/>	記載日 年 月 日
(4) 経過観察 <input type="checkbox"/>	
(5) 他院紹介 <input type="checkbox"/>	
(6) 特に指示なし <input type="checkbox"/>	

(※) 検査・治療のため、他の医療機関を紹介された場合は、最終診断の終了後、御記入ください。

乳房精密検査結果報告書 (検診実施機関用)

3枚複写式
(2枚目)

② 乳房一次検診実施機関保存用

市町村名：
担当： 課 係
TEL：

要精検者の精密検査結果を下記のとおり通知します。

ふりがな 氏名	住所
生年月日 明・大・昭 年 月 日	年齢 歳 検診番号

精密検査 (精密検査実施医療機関記入欄)

<p>精密検査結果 (※)</p> <p>(1) 乳がん (確定) <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> (再掲) 原発性乳がん</p> <p>病期</p> <p><input type="checkbox"/> 非浸潤がん (0期) <input type="checkbox"/> 早期がん (I期)</p> <p><input type="checkbox"/> II期 <input type="checkbox"/> III-a期 <input type="checkbox"/> III-b期 <input type="checkbox"/> IV期</p> <p><input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> Tis期</p> <p>(2) 乳がんの疑い <input type="checkbox"/></p> <p>(3) 乳がん以外の疾患 <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> 乳腺症 <input type="checkbox"/> 乳頭異常分泌</p> <p><input type="checkbox"/> 良性腫瘍 (線維線腫・のう胞等)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>(4) 異常なし <input type="checkbox"/></p>	<p>組織診断</p> <p>(1) 非浸潤性乳管癌 <input type="checkbox"/></p> <p>(2) 浸潤性乳管癌 <input type="checkbox"/></p> <p>(3) 特殊型 () <input type="checkbox"/></p> <p>(4) Paget病 <input type="checkbox"/></p> <p>(5) 線維腺腫 <input type="checkbox"/></p> <p>(6) 乳管内乳頭腫 <input type="checkbox"/></p> <p>(7) 乳腺症 <input type="checkbox"/></p> <p>(8) その他 () <input type="checkbox"/></p>	<p>診断方法</p> <p>(1) マンモグラフィ <input type="checkbox"/></p> <p>(2) 超音波検査 <input type="checkbox"/></p> <p>(3) 乳汁細胞診 <input type="checkbox"/></p> <p>(4) 穿刺吸引細胞診 <input type="checkbox"/></p> <p>(5) 針生検 (コアバイオプシー) <input type="checkbox"/></p> <p>(6) 吸引式組織生検 <input type="checkbox"/></p> <p>(7) 切開生検 <input type="checkbox"/></p> <p>(8) MRI <input type="checkbox"/></p> <p>(9) CT <input type="checkbox"/></p> <p>(10) その他 () <input type="checkbox"/></p>
<p>精密検査に伴う偶発症の有無</p> <p><input type="checkbox"/> 無</p> <p><input type="checkbox"/> 有 . . . (入院治療を要するもの . 死亡)</p>		
<p>指示</p> <p>(1) 要手術 <input type="checkbox"/></p> <p>(2) 入院治療 <input type="checkbox"/></p> <p>(3) 通院治療 <input type="checkbox"/></p> <p>(4) 経過観察 <input type="checkbox"/></p> <p>(5) 他院紹介 <input type="checkbox"/></p> <p>(6) 特に指示なし <input type="checkbox"/></p>	<p>精密検査実施医療機関名</p> <p>電話</p> <p>担当医師</p> <p>記載日 年 月 日</p>	

乳房精密検査結果報告書 (市町村用)

3枚複写式
(3枚目)

③ 市町村保存用

市町村名：
担当： 課 係
TEL：

要精検者の精密検査結果を下記のとおり通知します。

ふりがな 氏名	住所				
生年月日	明・大・昭	年	月	日	年齢
					歳
					検診番号

精密検査 (精密検査実施医療機関記入欄)

精密検査結果 (※) (1) 乳がん (確定) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (再掲) 原発性乳がん 病期 <input type="checkbox"/> 非浸潤がん (0期) <input type="checkbox"/> 早期がん (I期) <input type="checkbox"/> II期 <input type="checkbox"/> III-a期 <input type="checkbox"/> III-b期 <input type="checkbox"/> IV期 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> Tis期 (2) 乳がんの疑い <input type="checkbox"/> (3) 乳がん以外の疾患 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 乳腺症 <input type="checkbox"/> 乳頭異常分泌 <input type="checkbox"/> 良性腫瘍 (線維腺腫・う胞等) <input type="checkbox"/> その他 () (4) 異常なし <input type="checkbox"/>		組織診断 (1) 非浸潤性乳管癌 <input type="checkbox"/> (2) 浸潤性乳管癌 <input type="checkbox"/> (3) 特殊型 () <input type="checkbox"/> (4) Paget病 <input type="checkbox"/> (5) 線維腺腫 <input type="checkbox"/> (6) 乳管内乳頭腫 <input type="checkbox"/> (7) 乳腺症 <input type="checkbox"/> (8) その他 () <input type="checkbox"/>		診断方法 (1) マンモグラフィ <input type="checkbox"/> (2) 超音波検査 <input type="checkbox"/> (3) 乳汁細胞診 <input type="checkbox"/> (4) 穿刺吸引細胞診 <input type="checkbox"/> (5) 針生検 (コアバイオプシー) <input type="checkbox"/> (6) 吸引式組織生検 <input type="checkbox"/> (7) 切開生検 <input type="checkbox"/> (8) MRI <input type="checkbox"/> (9) CT <input type="checkbox"/> (10) その他 () <input type="checkbox"/>	
精密検査に伴う偶発症の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 . . . (入院治療を要するもの . 死亡)					
指示 (1) 要手術 <input type="checkbox"/> (4) 経過観察 <input type="checkbox"/> (2) 入院治療 <input type="checkbox"/> (5) 他院紹介 <input type="checkbox"/> (3) 通院治療 <input type="checkbox"/> 病院名 () (6) 特に指示なし <input type="checkbox"/>				精密検査実施医療機関名 電話 担当医師 記載日 年 月 日	

(案)

乳がん確定者追跡調査票

市町村名：
担当： 課 係
TEL：

乳がんの確定診断がなされた場合は、下記にご記入の上、ご返送くださるようお願い申し上げます。
なお、お手数ながら、他の医療機関に治療を依頼された場合は、紹介先治療担当医様にお渡しいただき、治療担当医様によるご記入をお願いいたします。

ふりがな	住所
氏名	
生年月日 明・大・昭 年 月 日	年齢 歳 検診番号
検診機関	

治療年月日	平成 年 月 日	貴院カルテ番号
確定診断法	1) 穿刺吸引細胞診 2) 針生検 3) 手術 4) その他 ()	
主病巣部位	右： 1) A 2) B 3) C 4) D 5) C' 6) E 左： 1) A 2) B 3) C 4) D 5) C' 6) E	
臨床病期	T. 腫瘍 1) Tis 2) T0 3) T1 4) T2 5) T3 6) T4a 7) T4b 8) T4c 9) T4d 10) TX cm × cm Tnp (である・でない) N. リンパ節 1) N0 2) N1 3) N2a 4) N2b 5) N3a 6) N3b 7) N3c M. 遠隔転移 1) M0 2) M1 3) MX Stage 1) 0 2) I 3) IIA 4) IIB 5) IIIA 6) IIIB 7) IIIC 8) IV 9) 不明	
治療	1) 手術 (あり・なし) ありの場合：Bt Bq (, cm) Bp(cm) Tm Ax Ic Ps Sc Mj Mn 2) 放射線治療 (あり・なし) ありの場合：全照射 後照射 3) 化学療法 (あり・なし) ありの場合：全身投与 局在投与 4) 内分泌療法 (あり・なし) ありの場合：内分泌療法剤投与 卵巣摘除術 その他 () 5) その他 ()	
剖面肉眼所見	腫瘤径 mm × mm × mm 広がり 1) G 2) F 3) S 4) P 5) W 境界 1) 限局型 2) 中間型 3) 浸潤型 4) 分類不能	
組織所見	組織学的浸潤径 (T1の場合に、可能な限り記載してください) _____cm 組織学的分類 1) 非浸潤性乳管癌 2) 非浸潤性小葉癌 3) 浸潤性乳管癌 4) 乳頭腺管癌 5) 充実腺管癌 6) 硬癌 7) 粘液癌 8) 髓様癌 9) 浸潤性小葉癌 10) 腺様嚢胞癌 11) 扁平上皮癌 12) 紡錘細胞癌 13) アポクリン癌 14) 骨・軟骨化生を伴う癌 15) 管状癌 16) 分泌癌 (若年性癌) 17) その他の癌 () 18) Paget病 波及程度 1) g 2) f 3) s 4) p 5) w リンパ節転移 1) N0 2) N1 Level I / , Level II / , Level III / 鎖骨下 / , 胸骨傍 / , 鎖骨上 /	
精検に伴う偶発症の有無	有・・・ (入院加療を要するもの・死亡) 無	
記載年月日	平成 年 月 日	医師名

3 受診者への説明資料（例）

（案）

乳がん検診受診される皆様へ

□ がん検診は定期的に受けましょう！

乳がんは、女性の11人に1人がかかると言われており、30歳代から増加をはじめ、40歳代後半から50歳代前半でピークを迎えます。千葉県でも、女性のがん死亡の上位を占めております。

しかし、乳がんは、早期に発見し、適切な治療を受ければ、90%以上が治ると言われております。がんの早期発見のためには、がん検診を継続して受診することが大切です。

□ 要精密検査となった場合、必ず精密検査を受けましょう！

「精密検査が必要＝がん」ではありません。「がんを含めた疾病の疑いがある」と判断されたということであり、さらに詳しい検査により、本当にかんであるかどうかを調べる必要があります。精密検査の結果、がん以外の病気と診断されることが大半ですが、万が一、がんであった場合には、早期治療で治る可能性が非常に高くなります。せっかく受けた検診が無駄にならないよう積極的に受診しましょう。

精密検査の方法には、マンモグラフィ、超音波検査、穿刺吸引細胞診、針生検等があります。

マンモグラフィ…乳腺専用のX線検査です。板状のプレートで乳房を挟んで圧迫し、薄く引き延ばして撮影します。

超音波検査…乳房の表面から超音波を発生する器械をあてて、超音波の反射の様子を画像で確認する検査です。

穿刺吸引細胞診…病変に細い針を刺して細胞を吸引し、がん細胞が含まれていないか調べる検査です。

針生検…特別な針をしこりに刺して組織を採取し、がん細胞が含まれていないか調べる検査です。

※ がん検診で必ずがんを見つけられるわけではありません。また反対に、がんでなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあります。

※ がん検診は、症状のない健康な人を対象にした検査です。もし症状がある場合は、医療機関を受診しましょう。

□ 個人情報の取扱について

本検診は、公共的な予防対策として、市民の皆様幅広く検診を行い、がんによる死亡率を下げることを目的とした「対策型検診」として実施しております。

適切な効果が得られているかを確認するためには、皆様方の検診結果と精検結果を記録し、統計的に分析する必要があることから、検診及び精密検査の結果は、実施医療機関のほか、実施主体として〇〇市町村が記録を把握・管理しております。なお、精密検査を他の医療機関に依頼した場合、検診機関がその結果を共有させていただきます。なお、ここで把握した情報は個人を特定して公表することはありません。

参考資料

1 乳がん検診のためのチェックリスト（市区町村用） - 集団検診・個別検診 平成 28 年 4 月

解説：

- ① このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関（医療機関）を指す
- ② 市区町村が単独で実施できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと※
- ③ このチェックリストをもとに調査を行う場合、市区町村が把握できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）に確認して回答すること※

※ 特に個別検診の場合

1. 検診対象者の情報管理

- (1) 対象者全員の氏名を記載した名簿※を、住民台帳などに基づいて作成しているか
※ 前年度受診者や希望者のみを名簿化するのは不適切である
- (2) 対象者全員に、個別に受診勧奨を行っているか
- (3) 対象者数（推計でも可）を把握しているか

2. 受診者の情報管理

- (1) 個人別の受診（記録）台帳またはデータベースを作成しているか
- (2) 過去 5 年間の受診歴を記録しているか

3. 受診者への説明、及び要精検者への説明

- (1) 受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1. 受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか※
※ 検診機関が資料を作成し、配布している場合：市区町村は資料内容をあらかじめ確認し、全項目が記載されていれば配布を省いてもよい
- (2) 要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名（医療機関名）※の一覧を提示しているか
※ ここで提示する精密検査機関には、可及的に精密検査結果の報告を義務付けること

4. 受診率の集計

解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去 3 年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す

- (1) 受診率を集計しているか
 - (1-a) 受診率を年齢 5 歳階級別に集計しているか
 - (1-b) 受診率を検診機関別に集計※しているか
※ 受診率算定の分母は市区町村の全対象者数、分子は当該検診機関の受診者数
 - (1-c) 受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか

5. 要精検率の集計

解説：過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去 3 年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す

- (1) 要精検率を集計しているか
 - (1-a) 要精検率を年齢 5 歳階級別に集計しているか
 - (1-b) 要精検率を検診機関別に集計しているか
 - (1-c) 要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか

6. 精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨

(1) 精密検査方法、精密検査結果及び最終病理結果・病期※を把握しているか

※「精密検査結果及び最終病理結果・病期」は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す

(2) 精密検査方法、精密検査結果及び最終病理結果・病期が不明の者については、本人※もしくは精密検査機関への照会等により、結果を確認しているか

※ 本人に確認する場合は、精密検査受診日・受診機関・精密検査方法・精密検査結果の 4 つ全てが本人から申告される必要がある

(3) 個人毎の精密検査方法、精密検査結果及び最終病理結果・病期を、市区町村、検診機関（医療機関）、精密検査機関が共有しているか

(4) 過去 5 年間の精密検査方法、精密検査結果及び最終病理結果・病期を記録しているか

(5) 精密検査未受診と精密検査結果未把握を定義^{注1}に従って区別し、精密検査未受診者を特定しているか

(6) 精密検査未受診者に精密検査の受診勧奨を行っているか

7. 精検受診率、がん発見率、早期がん割合、陽性反応適中度の集計

解説：

① 過去の検診受診歴別とは、初回受診者（初回の定義は過去 3 年間に受診歴がない者）及び非初回受診者の別を指す

② 早期がんとは、臨床病期 I 期までのがんを指す

(1) 精検受診率を集計しているか

(1-a) 精検受診率を年齢 5 歳階級別に集計しているか

(1-b) 精検受診率を検診機関別に集計しているか

(1-c) 精検受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか

(1-d) 精検未受診率と未把握率を定義^{注1}に従って区別し、集計しているか

(2) がん発見率を集計しているか

(2-a) がん発見率を年齢 5 歳階級別に集計しているか

(2-b) がん発見率を検診機関別に集計しているか

(2-c) がん発見率を過去の検診受診歴別に集計しているか

(2-d) 視触診を併用している場合、がん発見率を検診方法別（マンモグラフィ単独/マンモグラフィと視触診併用の別）に集計しているか

(3) 早期がん割合（原発性のがん数に対する早期がん数）を集計しているか

(3-a) 早期がん割合を年齢 5 歳階級別に集計しているか

(3-b) 早期がん割合を検診機関別に集計しているか

(3-c) 早期がん割合を過去の検診受診歴別に集計しているか

(3-d) 視触診を併用している場合、早期がん割合を検診方法別（マンモグラフィ単独/マンモグラフィと視触診併用の別）に集計しているか

(3-e) 早期がんのうち、非浸潤がん数を区別して集計しているか

(4) 陽性反応適中度を集計しているか

(4-a) 陽性反応適中度を年齢 5 歳階級別に集計しているか

(4-b) 陽性反応適中度を検診機関別に集計しているか

(4-c) 陽性反応適中度を過去の検診受診歴別に集計しているか

(4-d) 視触診を併用している場合、陽性反応適中度を検診方法別（マンモグラフィ単独/マンモグラフィと視触診併用の別）に集計しているか

8. 地域保健・健康増進事業報告

- (1) がん検診結果や精密検査結果の最終報告（地域保健・健康増進事業報告）を行っているか
- (2) がん検診の結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先（検診機関（医療機関）、医師会など）に報告を求めているか
- (2-a) 委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めているか※
※ 今年度は網羅できている場合:網羅できていない場合には改善を求めるような体制を有しているか
- (3) 精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先（検診機関（医療機関）、精密検査機関、医師会など）に報告を求めているか
- (3-a) 委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めているか※
※ 今年度は網羅できている場合:網羅できていない場合には改善を求めるような体制を有しているか

9. 検診機関（医療機関）の質の担保

解説（再掲）：

- ① このチェックリストにおける「検診機関」は、委託形態にかかわらず、実際の検診を行う個々の検診機関（医療機関）を指す
 - ② 市区町村が単独で実施できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと※
 - ③ このチェックリストをもとに調査を行う場合、市区町村が把握できない項目については、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）に確認して回答すること※
- ※ 特に個別検診の場合
- (1) 委託先検診機関（医療機関）を、仕様書の内容に基づいて選定しているか※
※ もしくは仕様書の代わりに、自治体（都道府県/市区町村）の実施要綱等の遵守を選定条件としてもよい
 - (1-a) 仕様書（もしくは実施要綱）の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」^{注2}を満たしているか
 - (1-b) 検診終了後に、委託先検診機関（医療機関）で仕様書（もしくは実施要綱）の内容が遵守されたことを確認しているか
 - (2) 検診機関（医療機関）に精度管理評価を個別にフィードバックしているか※
※ 冒頭の解説のとおり、市区町村が単独で実施できない場合は、関係機関（都道府県、検診機関、医師会等）と連携して行うこと。下記(2-a)、(2-b)、(2-c)も同様
 - (2-a) 「検診機関用チェックリスト」の遵守状況をフィードバックしているか
 - (2-b) 検診機関（医療機関）毎のプロセス指標値を集計してフィードバックしているか
 - (2-c) 上記の結果をふまえ、課題のある検診機関（医療機関）に改善策をフィードバックしているか

2 乳がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用）－ 集団検診・個別検診 平成28年4月

解説：

- ① このチェックリストの対象は、委託元市区町村との契約形態にかかわらず、「実際に検診を行う個々の検診機関（医療機関）」である
- ② 検診機関が単独で実施できない項目については、関係機関と連携して実施すること

〔このチェックリストにより調査を行う際の考え方〕

- ① 基本的には、実際の検診を行う個々の検診機関（医療機関）が回答する
- ② 自治体※や医師会主導で行っている項目（自治体や医師会しか状況を把握できない項目）については、あらかじめ、自治体や医師会が全検診機関（医療機関）に回答を通知することが望ましい※※

ただし医師会等が全項目を統一して行っている場合は、医師会等が一括して回答しても構わない

※ このチェックリストで「自治体」と表記した箇所は、「都道府県もしくは市区町村」と解釈すること（どちらかが実施していればよい）

※※特に個別検診の場合

1. 受診者への説明

解説

- ① 下記の6項目を記載した資料を、受診者全員に個別に配布すること（ポスターや問診票など持ち帰れない資料や、口頭説明のみは不可とする）
- ② 資料は基本的に受診時に配布する※
※ 市区町村等が受診勧奨時に資料を配布する場合もある
その場合は資料内容をあらかじめ確認し、下記の6項目が含まれている場合は、検診機関からの配布を省いてもよい
またチェックリストによる調査の際は、「実施している」と回答してよい
- (1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に説明しているか
- (2) 精密検査の方法について説明しているか（精密検査はマンモグラフィの追加撮影や超音波検査、穿刺吸引細胞診や針生検等により行うこと、及びこれらの検査の概要など）
- (3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しているか※
※ 精密検査結果は、個人の同意がなくても、市区町村や検診機関に対して提供できる（個人情報保護法の例外事項として認められている）
- (4) 検診の有効性（マンモグラフィ検診には死亡率減少効果があること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診の欠点について説明しているか
- (5) 検診受診の継続（隔年）が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しているか
- (6) 乳がんがわが国の女性におけるがん死亡の上位に位置することを説明しているか

2. 問診及び撮影の精度管理

- (1) 検診項目は、問診及び乳房エックス線検査（マンモグラフィ）としているか※
※ 視触診は推奨しないが、仮に実施する場合は、マンモグラフィと併せて実施すること
- (2) 問診記録は少なくとも5年間は保存しているか
- (3) 問診では現在の症状、月経及び妊娠等に関する事項、既往歴、家族歴、過去の受診状況等を聴取しているか
- (4) 乳房エックス線装置の種類を仕様書※に明記し、日本医学放射線学会の定める仕様基準^{注1}を満たして

いるか

※ 仕様書とは委託元市区町村との契約時に提出する書類のこと(仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報告していればよい)

- (5) 両側乳房について内外斜位方向撮影を行っているか。また 40 歳以上 50 歳未満の受診者に対しては、内外斜位方向・頭尾方向の 2 方向を撮影しているか
- (6) 乳房エックス線撮影における線量及び写真の画質について、日本乳がん検診精度管理中央機構(旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会)の行う施設画像評価を受け、A または B の評価を受けているか※
※ 評価 C または D、施設画像評価を受けていない場合は至急改善すること
- (7) 撮影を行う撮影技師、医師は、乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会^{注2}を修了し、その評価試験で A または B の評価を受けているか※
※ 上記の評価試験で、C または D 評価、講習会未受講の場合は至急改善すること

3. 乳房エックス線読影の精度管理

解説：二重読影と比較読影(1)～(2)について

- ① 外部(地域の読影委員会等)に読影を委託している場合は、委託先の状況を確認すること
 - ② 自治体や医師会等が委託先を指定している場合は、自治体や医師会等が代表して委託先の状況を確認し、各検診機関に通知する形が望ましい
 - ③ 自治体や医師会等が把握していない場合は、検診機関が直接委託先に確認すること
- (1) 読影は二重読影を行い、読影に従事する医師のうち少なくとも一人は乳房エックス線写真読影に関する適切な講習会^{注2}を修了し、その評価試験で A または B の評価を受けているか※
※ 上記の評価試験で C または D 評価、講習会未受講の場合は至急改善すること
 - (2) 二重読影の所見に応じて、過去に撮影した乳房エックス線写真と比較読影しているか
 - (3) 乳房エックス線画像は少なくとも 5 年間は保存しているか
 - (4) 検診結果は少なくとも 5 年間は保存しているか

4. システムとしての精度管理

解説：

- ① 検診機関が単独で実施できない項目については、関係機関と連携して実施すること
 - ② 自治体や医師会主導で実施している項目(自治体や医師会しか状況を把握できない項目)については、あらかじめ自治体や医師会が全検診機関(医療機関)に実施状況を通知することが望ましい※
- ※ 特に個別検診の場合
- (1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後 4 週間以内になされているか
 - (2) がん検診の結果及びそれに関わる情報※について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しているか
※ 「がん検診の結果及びそれに関わる情報」とは、地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す
 - (3) 精密検査方法、精密検査結果及び最終病理結果・病期※について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めているか
※ 「精密検査結果及び最終病理結果・病期」は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す
 - (4) 撮影や読影向上のための検討会や委員会(自施設以外の乳がん専門家※を交えた会)を設置しているか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した検討会や委員会に参加しているか
※ 当該検診機関に雇用されていない乳がん検診専門家
 - (5) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標

値を把握※しているか

※ 冒頭の解説のとおり、検診機関が単独で算出できない指標値については、自治体等と連携して把握すること。また自治体等が集計した指標値を後から把握することも可である

- (6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っているか。また、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めているか

注1 乳がん検診に用いるエックス線装置の仕様基準：マンモグラフィによる乳がん検診の手引き第5版、マンモグラフィガイドライン第3版参照

注2 乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会

基本講習プログラムに準じた講習会とは、日本乳がん検診精度管理中央機構（旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会）の教育・研修委員会の行う講習会等を指す

なお、これまで実施された「マンモグラフィ検診の実施と精度向上に関する調査研究」班、「マンモグラフィによる乳がん検診の推進と精度向上に関する調査研究」班、及び日本放射線技術学会乳房撮影ガイドライン・精度管理普及班による講習会等を含む

3 仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目（乳がん検診）

1. 検査の精度管理

■検診項目

- 検診項目は、問診及び乳房エックス線検査（マンモグラフィ）とする※。 ※ 視触診は推奨しないが、仮に実施する場合は、マンモグラフィと併せて実施すること

■問診・乳房エックス線撮影（撮影機器、撮影技師）

- 問診では現在の症状、月経及び妊娠等に関する事項、既往歴、家族歴、過去の受診状況等を聴取する。
- 乳房エックス線装置の種類を明らかにし、日本医学放射線学会の定める仕様基準^{注1}を満たす。
- 両側乳房について内外斜位方向撮影を行う。また40歳以上50歳未満の受診者に対しては、内外斜位方向・頭尾方向の2方向を撮影する。
- 乳房エックス線撮影における線量及び写真の画質について、日本乳がん検診精度管理中央機構（旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会）の行う施設画像評価を受け、AまたはBの評価を受ける※。 ※ 評価CまたはD、施設画像評価を受けていない場合は至急改善すること。
- 撮影を行う撮影技師、医師は、乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会^{注2}を修了し、その評価試験でAまたはBの評価を受ける※。 ※ 上記の評価試験で、CまたはD評価、講習会未受講の場合は至急改善すること。

■乳房エックス線読影

解説：外部（地域の読影委員会等）に読影を委託している場合は、委託先の状況を確認する。

- 読影は二重読影を行い、読影に従事する医師のうち少なくとも一人は乳房エックス線写真読影に関する適切な講習会^{注2}を修了し、その評価試験でAまたはBの評価を受ける※。
- ※ 上記の評価試験でCまたはD評価、講習会未受講の場合は至急改善すること。 二重読影の所見に応じて、過去に撮影した乳房エックス線写真と比較読影する。

■記録の保存

- 乳房エックス線画像は少なくとも5年間は保存する。
- 問診記録・検診結果は少なくとも5年間は保存する。

■受診者への説明

解説：

- ① 下記の6項目を記載した資料を、受診者全員に個別に配布する（ポスターや問診票など持ち帰れない資料や、口頭説明のみは不可とする）。
 - ② 資料は基本的に受診時に配布する※。
- ※ 市区町村等が受診勧奨時に資料を配布する場合もある。その場合は資料内容をあらかじめ確認し、下記の6項目が含まれている場合は、検診機関からの配布を省いてもよい。

- 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に説明する。
- 精密検査の方法について説明する（精密検査はマンモグラフィの追加撮影や超音波検査、穿刺吸引細胞診や針生検等により行うこと。及びこれらの検査の概要など）。
- 検診の有効性（マンモグラフィ検診には死亡率減少効果があること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診の欠点について説明する。
- 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機

関がその結果を共有することを説明する※。

- ※ 精密検査結果は、個人の同意がなくても、自治体や検診機関に対して提供できる（個人情報保護法の例外事項として認められている）。 検診の有効性（マンモグラフィ検診には死亡率減少効果があること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診の欠点について説明する。
- 検診受診の継続（隔年）が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明する。
- 乳がんがわが国の女性におけるがん死亡の上位に位置することを説明する。

2. システムとしての精度管理

解説：検診機関が単独で実施できない項目については、関係機関と連携して実施する。

- 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内に行う。
- 精密検査方法、精密検査結果及び最終病理結果・病期※について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努める。
 - ※ 「精密検査結果及び最終病理結果・病期」は地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す。
- 撮影や読影向上のための検討会や委員会（自施設以外の乳がん専門家※を交えた会）を設置する。もしくは、市区町村や医師会等が設置した検討会や委員会に参加する。
 - ※ 当該検診機関に雇用されていない乳がん検診専門家

3. 事業評価に関する検討

解説：検診機関が単独で実施できない項目については、関係機関と連携して実施する。

- チェックリストやプロセス指標などに基づく検討を実施する。
- がん検診の結果及びそれに関わる情報※について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告する。
 - ※ 「がん検診の結果及びそれに関わる情報」とは、地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指す。

注1 乳がん検診に用いるエックス線装置の仕様基準：マンモグラフィによる乳がん検診の手引き第5版、マンモグラフィガイドライン第3版参照

注2 乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会

基本講習プログラムに準じた講習会とは、日本乳がん検診精度管理中央機構（旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会）の教育・研修委員会の行う講習会等を指す。なお、これまで実施された「マンモグラフィ検診の実施と精度向上に関する調査研究」班、「マンモグラフィによる乳がん検診の推進と精度向上に関する調査研究」班、及び日本放射線技術学会乳房撮影ガイドライン・精度管理普及班による講習会等を含む。

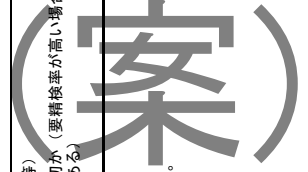
プロセス指標の意味と活用方法

プロセス指標	各指標の意味	数値目標※1		各指標値の評価	プロセス指標値	予想される原因	値が適正でない場合の検討事項
		許容値	目標値				
受診率	検診を受けべき対象者が、実際に検診を受けたかを測る指標	—	胃、肺、大腸：40% 乳、子宮頸部：50%	高いことが望ましい	高値 低値	①対象者を把握していない ②対象者全員に受診勧奨を実施しているか/未受診者に再受診勧奨を実施しているか/検診の重要性を十分に伝えているか ③受診者の利便性（休日夜間の検診、バス送迎等）	①対象者を全員を把握できているか ②対象者全員に受診勧奨を実施しているか/未受診者に再受診勧奨を実施しているか/検診の重要性を十分に伝えているか ③受診者の利便性（休日夜間の検診、バス送迎等）
要精検率	検診において、精密検査の対象者が適切に絞られているかを測る指標	胃：11.0%以下 大腸：7.0%以下 肺：3.0%以下 乳：11.0%以下 子宮頸部：1.4%以下	—	対象集団に応じて適切な範囲があり、極端な高値、あるいは低値の場合は更に検討が必要	高値	①受診者が有病率の高い集団に偏っている ②陽陽性が多い	①有症状者が検診を受けていないか（有症状者は診療を受けるよう指導する）、有病率の高い年齢層、有病率の高い初回受診者に偏っていないか ②各検診機関の要精検の判定基準は適切か（陽性反応適中度が低い場合、本来は精検が必要となる可能性がある） ③有症状者の低い年齢層に偏っていないか（年齢層、受診歴等） ④各検診機関の要精検の判定基準、検査手技、読影等は適切か
精検受診率	要精検者が実際に精密検査を受診したかを測る指標	胃、大腸、肺、子宮頸部：70%以上 乳：80%以上	全て90%以上	高いことが望ましい（精検受診率が100%近くなければ、がん発見率や陽性反応適中度を適切に評価できない）	高値 低値	①精検受診の有無について未把握が多い ②精検結果を確実に把握できる体制が出来ているか（精検結果の報告・回収ルート） ③精検の受診勧奨が適切でない ④精検の提供体制が不十分（キャパシティ、アクセス）	①精検受診の有無を確実に把握できる体制が出来ているか ②精検結果を確実に把握できる体制が出来ているか（精検結果の報告・回収ルート） ③受診者に予め「要精検の場合は必ず精検を受けること」を伝え、かつ、全ての要精検者に精検の重要性を十分に伝えているか ④精検受診者の利便性
精検未受診率	要精検者が実際に精密検査を受診したかを測る指標	胃、大腸、肺、子宮頸部：20%以下 乳：10%以下	全て5%以下	低いことが望ましい（精検受診率が100%近くなければ、がん発見率や陽性反応適中度を適切に評価できない）	高値	①精検の受診勧奨が適切でない ②精検の提供体制が不十分（キャパシティ、アクセス）	①受診者に予め「要精検の場合は必ず精検を受けること」を伝え、かつ、全ての要精検者に精検の重要性を十分に伝えているか ②精検受診者の利便性
精検未把握率	精検受診の有無や精検結果が、適切に把握されたかを測る指標	全て10%以下	全て5%以下	低いことが望ましい（精検受診の有無や結果がほぼ100%把握できなければ、がん発見率、陽性反応適中度を適切に評価できない）	高値 低値	①精検受診の有無について未把握が多い ②精検結果の未把握が多い（もし精検を受診しても、その結果が把握できない場合は、精検受診にカウントされない）	①精検受診の有無を確実に把握できる体制が出来ているか ②精検結果を確実に把握できる体制が出来ているか（精検結果の報告・回収ルート）
がん発見率	その検診において、適正な精度でがんを発見できたかを測る指標	胃：0.11%以上 大腸：0.13%以上 肺：0.03%以上 乳：0.23%以上 子宮頸部：0.05%以上	—	基本的に高いことが望ましいが、極端に高値、あるいは低値の場合は更に検討が必要	極端に高値 低値※3	①受診者が有病率の高い集団に偏っている ②陰陽性	有症状者が検診を受けていないか（有症状者は診療を受けるよう指導する）、有病率の高い年齢層、有病率の高い初回受診者に偏っていないか ①有症状者の低い年齢層に偏っていないか（年齢層、受診歴等） ②各検診機関の要精検の判定基準、検査手技、読影等は適切か
陽性反応適中度	その検診において、効率的にがんを発見されたかを測る指標（検診の精度を測る指標）	胃：1.0%以上 大腸：1.9%以上 肺：1.3%以上 乳：2.5%以上 子宮頸部：4.0%以上	—	基本的に高いことが望ましいが、極端に高値、あるいは低値の場合は更に検討が必要	極端に高値 低値※3	①受診者が有病率の高い集団に偏っている ②陽陽性が多い	有症状者が検診を受けていないか（有症状者は診療を受けるよう指導する）、有病率の高い年齢層、有病率の高い初回受診者に偏っていないか ①有症状者の低い年齢層に偏っていないか（年齢層、受診歴等） ②各検診機関の要精検の判定基準、検査手技、読影等は適切か（要精検率が高い場合、本来は精検が必要となる可能性がある）

※1 出典：厚生労働省「がん検診事業の評価に関する我が国におけるがん検診事業評価の在り方について（平成20年3月）」
ただし、受診率の目標値については、厚生労働省がん対策推進基本計画（平成24年6月）

※2 がん検診によって死亡率を減少させるためには、検診の質を高く保つことが第一の条件で、その上で受診率を上げていく必要があります。つまり、受診率を上げることも重要ですが、それ以上にその他の指標（特に精検受診率）の改善が重要です。

※3 陽性反応適中度とがん発見率は、「精検受診率が低い場合」、「自治体の精検結果の把握状況に漏れがある場合」は正確に評価できません。



○新旧対照表

(新) 千葉県乳がん検診実施のための技術的手引き	(旧) 千葉県乳がん検診ガイドライン
<p>第1 策定の目的</p> <p>1 本県の乳がんの状況</p> <p>本県における乳がんの死亡者数は年々増加し、その約4割は65歳未満の死亡である。75歳未満年齢調整死亡率は全国と比べても高く、女性の早世の原因の一つとなっている。</p> <p>また、罹患率も年々増加しており、30歳代後半から上昇し始め、中でも45歳から49歳の年齢層の増加が著しい。</p> <p>2 策定の経緯と目的</p> <p>乳がんは、早期に発見し、治療を行えば、予後は良好であり、乳房の温存による生活の質の維持・向上が期待される疾病である。</p> <p>本県では、市町村が行う乳がん検診事業のより効果的な実施に資するため、検診体制の充実や検診精度の向上を目的として、平成16年7月に「千葉県乳がん検診ガイドライン」を定めた。同ガイドラインは、検診実施の具体的な基準に対する市町村の希望、本県における画像診断機器の整備状況、他県に比べ死亡率が高い状況などの本県の特性を踏まえ、検診実施のためのきめ細やかな内容を示したものである。</p> <p>その後、国の「がん検診のあり方に関する検討会」における議論等を踏まえ、平成28年2月、国において「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（以下「国指針」という）が一部改正されたところである。</p> <p>本手引きは、「千葉県乳がん検診ガイドライン」をもとに、国指針の一部改正や学会規約の改訂等を踏まえ策定したものであり、国指針の技術的内容を補足し、市町村がん検診の精度管理向上のため活用されることを目的としている。</p>	<p>第1章 千葉県乳がん検診ガイドライン</p> <p>第1 ガイドライン策定の目的</p> <p>1 本県の乳がんの状況</p> <p>本県における乳がんの死亡者数は年々増加し、その約7割は65歳未満の死亡であり、女性の早世の原因の一つとなっている。</p> <p>乳がんの死亡率に年齢補正を行った場合の標準化死亡比では、全国を100とすると本県は106.1と高い状況にある。</p> <p>また、罹患率は20年前に比較し、約3倍に増加しており、30歳代後半から上昇し始め、中でも45歳から49歳の年齢層の増加が著しい。</p> <p>2 ガイドラインの必要性</p> <p>乳がんは、早期に発見し、治療を行えば、予後は良好であり、乳房の温存による生活の質の維持・向上が期待される疾病である。</p> <p>県内の市町村においても30歳以上の女性を対象に乳がん検診を実施しているが、受診率は年々増加しているもののまだ低い状況である。</p> <p>しかし、現在行われている検診は、対象者やその実施方法も市町村ごとに多様である。</p> <p>このような状況から、市町村が行う乳がん検診事業のより効果的な実施に資するため、検診体制の充実や検診精度の向上を目的として、ガイドラインを定めた。</p> <p>国の指針との関係</p> <p>平成16年4月、国においても乳がん死亡の減少を目標として「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」が一部改正されたところである。</p> <p>本県のガイドラインは、検診実施の具体的な基準に対する市町村の希望、本県における画像診断機器の整備状況、他県に比べ死亡率が高い状況などの本県の特性を踏まえ、検診実施のためのよりきめ細やかなガイドラインとして策定した。</p>

第2 検診実施上の留意事項

1 【略】

2 実施機関の選定

検診機関及び医療機関に検診業務を委託するにあたっては、検診の精度管理及び検診能力等について調査検討のうえ、必要な基準を満たしていると認められる機関を選定する。

実施機関は、「第5 1 検診機関の条件」を満たしていることが望ましい。

3 検診項目における留意点

(1) マンモグラフィ

- ・当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の女性を対象に、問診及び乳房エックス線検査（以下「マンモグラフィ」という）を行う。
- ・自己触診においてしこりを触れた場合など、何らかの異常や自覚症状のある者については、速やかな医療機関への受診が必要であることから、検診の対象者とせず医療機関の診察を受けるよう指導する。その際は乳房疾患を専門とする医療機関の受診を勧める。
- ・視診及び触診は推奨しないが、仮に実施する場合は、マンモグラフィと併せて実施することとする。

(2) 超音波検査

- ・当該市町村の区域内に居住地を有する30歳代から40歳代の女性を対象に、超音波検査を併せて実施することは、次の理由により差し支えない。
- ・超音波検査は、乳房に超音波を当て反射する音波を画像化して診断する検査であり、マンモグラフィでは判別が難しいとされる、乳腺の発達した若い女性の乳がん発見に有効な検査である。
- ・県内では、30歳代後半から乳がんの罹患率が上昇しており、30歳代からの検診受診が徐々に広がりつつある。
- ・これまでに県内で行われた超音波検査においては、他の世代に比較し発見率は低いものの、30歳代からがんが発見されている。
- ・罹患率がさらに高くなる40歳代に向けて、検診受診の習慣の定着

第2 検診実施上の留意事項

1 【略】

2 実施機関の選定

検診機関及び医療機関に検診業務を委託するにあたっては、検診の精度管理及び検診能力等について調査検討のうえ、必要な基準を満たしていると認められる機関を選定する。

実施機関は、「第2章 第1 検診機関の条件」を満たしていることが望ましい。

3 検診対象者及び検診項目・実施回数

(1) 対象は30歳以上の者とするのが望ましい。

また、医療保険各法の保険者及び事業者が行う乳がん検診受診者以外の者とする。

なお、自己触診においてしこりを触れた場合など、何らかの異常や自覚症状のある者については、速やかな医療機関への受診が必要であることから、検診の対象者とせず医療機関の診察を受けるよう指導する。その際は乳房疾患を専門とする医療機関の受診を勧める。

(2) 検診の項目は、乳房X線撮影（以下「マンモグラフィ」という）検診、超音波検診、問診とする。

- ・マンモグラフィ：両側乳房について内外斜位、頭尾方向をX線撮影する。しこりとして触れないごく早期の乳がんのサインである石灰化沈着を見つけることができる反面、乳腺が発達している若い年代については、がんと乳腺の判別が難しい。
- ・超音波検診：乳房に超音波を当てて、跳ね返ってくる音波を画像化して診断する。乳腺の発達した若い女性や乳房の小さい受診者について有効であり、ごく初期の乳がんを見つけることができる。
- ・問診：家族の罹患歴、妊娠等に関する事項、乳房の状態、検診受診状況などを聴取する。

(3) 実施回数は、原則として同一人について年1回実施とすることが望ましい。

(4) 受診者の年代別の受診項目について、望ましい姿を示せば次のとおりである。

が必要である。

・なお、国指針における乳がん検診の検診項目には、超音波検査は現在位置付けられていない。国「がん検診のあり方に関する検討会」の「がん検診のあり方に関する検討会中間報告書～乳がん検診及び胃がん検診の検診項目等について～（平成27年9月）」では、超音波検査について次のように述べている。

『超音波検査については、特に高濃度乳腺の者に対して、マンモグラフィと併用した場合、マンモグラフィ単独検査に比べて感度及びがん発見率が優れているという研究結果が得られており、将来的に対策型検診として導入される可能性がある。しかしながら、死亡率減少効果や検診の実施体制、特異度が低下するといった不利益を最小化するための対策等について、引き続き検証していく必要がある。』

よって、引き続き関係機関が協力して情報収集を行うとともに、検診結果の集計・分析を行い、有効性の確認に努めていくこととする。

4 検診結果の把握と指導

【略】

(1) 「要精検」者への対応

「要精検」と区分された者全員に対し、受診可能な精密検査機関名の一覧を提示するとともに、すみやかに精密検査を受診するよう指導を行う。

また、精密検査の必要性や内容を十分説明し、検査に対する不安の軽減に努め、早期に精密検査を受診するよう勧奨する。

(2) 【略】

(表省略)

○ このガイドラインでは、次の理由により検診対象者を30歳以上とし、毎年実施することが望ましいと考えた。

・ 30代後半から乳がんの罹患率が上昇していること。

・ 現在県内すべての市町村で30歳代から検診が実施されており、他の年代に比較し発見率は低いものの、発見されている事実があること。

・ また、30歳代から検診を受けることが徐々に広がりつつあり、自己触診の啓発や罹患率がさらに高くなる40代に向けて検診を受診する習慣の定着が必要なこと。

○ 財団法人日本公衆衛生協会 2001.3 久道茂他が行った「新たながん検診手法の有効性の評価」研究報告(以下「研究報告」という)によれば、「30歳代の検診方法としては、視触診単独では死亡率減少効果がない」とされているので、安全で受診者の負担も少なく、乳腺組織の発達した若い年代に適切と思われる超音波検診を行うことが望ましい。

○ 現在超音波検診については、研究報告によれば「乳がんの臨床に於いて有用な検査であるが、現在のところ検診における乳がんの死亡率減少効果について根拠となる報告がなされていない」とされていることから、今後引き続き関係機関が協力して検診結果の集計・分析を行い、有効性の確認に努めていくこととする。

4 検診結果の把握と指導

【略】

(1) 「要精検」者への対応

「要精検」と区分された者については、すみやかに医療機関において精密検査を受診するよう指導を行う。

また、精密検査の必要性や内容を十分説明し、検査に対する不安の軽減に努め、早期に精密検査を受診するよう勧奨する。

(2) 【略】

5 検診実施の周知

住民基本台帳等をもとに対象者全員の氏名を記載した名簿を作成する。

検診を実施するにあたり住民に対し、広報や通知等により、検診の必要性や検診の日時・方法等の周知を図り、受診率の向上を図るように努める。

なお、検診受診者の分析や未受診者の理由の把握など情報収集や分析を行い、検診計画に活かすとともに、個別に受診勧奨を行う等、特に乳がんが増加している40～50歳代の受診を促進するよう周知方法を工夫する。

6 【略】

第3 検診の精度管理

【略】

1 市町村の役割

(1) 検診記録の整備

市町村は、検診実施機関と連携を図り、受診者の氏名、年齢、住所、過去の検診受診状況、検診結果等を記録し5年間保存する。

また、受診指導の記録を併せて整理するほか、個人別の受診台帳等を作成し、精密検査方法、精密検査結果及び最終病理結果・病期、治療の状況等を記録し、5年間保存する。

(2) 精密検査未受診者に対する受診勧奨

市町村は、精密検査結果等が不明の者については、本人もしくは精密検査機関への照会等により確認し、精密検査未受診者に対しては精密検査の受診勧奨を行う。

(3) 検診の実施体制の評価分析

市町村は、「事業評価のためのチェックリスト」等により、検診の実施状況を把握するとともに、整備した記録を基に年齢別受診者数・受診率・要精検率・精検受診率・早期がん発見割合・陽性反応適中度等の「プロセス指標」を集計する。なお、各プロセス指標の集計にあたっては、年齢5

5 検診実施の周知

検診を実施するにあたり住民に対し、広報や通知等により、検診の必要性や検診の日時・方法等の周知を図り、受診率の向上を図るように努める。

なお、検診受診者の分析や未受診者の理由の把握など情報収集や分析を行い、検診計画に活かすとともに、特に乳がんが増加している40～50歳代の受診を促進するよう周知方法を工夫する。

また、受診者の精密検診結果等、検診の精度管理に必要な情報について、受診者にあらかじめ個人の特定できないような形で個人情報の利用について了解を求めると努める。

6 【略】

第3 検診の精度管理

【略】

1 市町村の役割

(1) 検診記録の整備

市町村は、検診精度の向上を図るため検診実施機関と連携を図り、受診者の氏名、年齢、住所、過去の検診受診状況、乳房エックス線検査の結果、精密検査の必要性の有無等を記録し保存するものとする。

また、受診指導の記録を併せて整理するほか、必要に応じて個人票を作成し、医療機関における確定診断の結果、治療の状況等を記録し保存するものとする。

【新設】

(2) 検診の実施体制の評価分析

市町村は、整備した記録を基に年齢別受診者数・受診率・要精検率・精検受診率・早期がん発見率・陽性反応的中度等の集計や分析を行い、検診精度の向上を目指すものとする。

また、検診委託機関の精度管理の状況把握に努める。

歳階級別・検診機関別・過去の受診歴別・検診方法別に行い、その分析により検診精度の向上を目指す。

(4) 検診機関の質の担保

市町村は、検診実施機関が満たすべき精度管理項目を記載した仕様書等を作成し、仕様書等に基づき検診委託先機関を選定する。

また、検診委託機関の精度管理状況の把握とフィードバックに努める。

2 検診実施機関の役割

(1) 【略】

(2) 検診用装置の設置及び保守点検

検診実施機関は、検診用装置の導入に際しては仕様基準を満たした機器を整備し、さらに必要な保守点検に努めるとともに、市町村の求めに応じ、検診用検査装置に関する情報を提供する。

(3) 検診資料の保存

検診実施機関は、検診票・画像記録・実施記録等、検診に関する資料を少なくとも5年間保存する。

(4) 検診結果の報告

検診実施機関は、検診結果をすみやかに受診者に伝え、検診受診者に対する検診の信頼を確保するため、原則として検診日より4週間以内に市町村に検診結果を報告する。

(5) 検診の実施体制の評価分析

検診実施機関は、「事業評価のためのチェックリスト」等により実施状況を確認するとともに、精密検査方法、精密検査結果及び最終病理結果・病期、治療の状況等の積極的な把握により、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等の「プロセス指標」に基づく評価に努める。

【新設】

2 検診実施機関の役割

(1) 【略】

(2) 検診用装置の設置及び保守点検

検診実施機関は、検診用装置の導入に際しては仕様基準を満たした機器を整備し、さらに必要な保守点検に努めるものとする。

また、市町村の求めに応じ、検診用検査装置に関する情報を提供するように協力するものとする。

(3) 検診資料の保存

検診実施機関は、検診票・超音波検査の画像記録・マンモグラフィの実施記録等、検診に関する資料を少なくとも5年間保存する。

(4) 検診結果の報告

検診結果をすみやかに受診者に伝え検診受診者に対する検診の信頼を確保するため、集団検診を実施した場合、検診実施機関は原則として検診日より3週間以内に市町村に報告する。

医療機関で個別検診を実施した場合、医療機関は検診結果を受診者に説明するとともに、速やかに結果を市町村に報告する。

【新設】

第4 関係機関の協力

1 医師会

千葉県医師会及び各地区医師会は、市町村の検診の充実を図るため、検診計画の立案及び検診実施に協力する。

また、医師会内に検討会や委員会等を設置（もしくは市町村等が設置した検討会や委員会に参加）することにより、撮影や読影等の精度管理の向上に協力する。

2 県の役割

県は、千葉県がん対策審議会予防・早期発見部会を運営し、市町村が行う検診体制の充実及び精度向上に必要な情報の収集及び提供を行うものとする。

また、県は、検診従事医師等に対する研修及び市町村保健師等自己触診の指導者に対する研修を行う。

3 【略】

第4 関係機関の協力

1 医師会

千葉県医師会及び各地区医師会は、市町村の検診の充実を図るため、検診計画の立案及び検診実施について協力する。

2 県の役割

(1) 千葉県保健サービス評価専門委員会乳がん委員会(*注)（以下「乳がん委員会」という）の運営

県は、乳がんの動向を調査し、乳がん検診の効果的・効率的な推進を図るため、市町村及び検診実施機関に対し、検診の実施方法や精度管理のあり方について、専門的な見地から助言を行うために、乳がん委員会を運営する。そのため、検診結果に関する実績報告及び精密検査受診結果報告など必要な情報の提供について市町村、検診実施機関、医療機関に報告を求めるものとする。

(*注)千葉県が市町村の行うがん検診事業の一層の充実強化を図るため設置した、医療関係者・学識経験者・関係行政機関の職員より構成され、検診の制度・検診の評価及び実施方法・その他の検診の効果的実施に関することについて審議、調整する委員会である。

(2) 乳がん検診の体制整備等

県は、市町村が行う検診体制の充実及び精度向上に必要な検診機器等の情報収集と提供を行うものとする。

また、県は、検診従事医師等に対するマンモグラフィ検診・超音波検診などに関する研修及び市町村保健師等自己触診の指導者に対する研修を行うものとする。

3 【略】

第5 検診実施の技術的ガイドライン

1 検診機関の条件

(1) マンモグラフィ検診実施機関

ア 検診に用いる機器

日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たしていること。

乳房エックス線撮影における線量及び写真の画質について、日本乳がん検診精度管理中央機構の行う施設画像評価を受け「A」又は「B」の評価を受けることが望ましい。

イ 撮影者

マンモグラフィ撮影者は、日本乳がん検診精度管理中央機構が主催又は共催するマンモグラフィに関する講習会を修了し、「A」又は「B」の評価を受けた診療放射線技師、又は当該技師の指導下で撮影をしていること。

ウ 読影医師

写真の読影にあたっては二重読影を行うものとする。マンモグラフィ読影医師2名のうち1名は日本乳がん検診精度管理中央機構が主催又は共催する読影講習会を修了し、「A」又は「B」の評価を受けた十分な経験を有する医師による読影・判定を原則とする。読影結果の判定は左右の別ごとに行うこと。

(2) 超音波検診実施機関

ア 検診に用いる機器

中心周波数が10MHz以上の乳腺用探触子のある乳房専用超音波診断装置を設置する。

なお、記録装置は静止画像を撮影できるものとする。

イ 従事者及び判定医師

検査は乳腺疾患および乳房超音波検査に習熟した医師、臨床検査技師、診療放射線技師、看護師が行う必要がある。技量の担保として、

第2章 検診実施の技術的ガイドライン

第1 検診機関の条件

1 マンモグラフィ検診実施機関

ア 検診に用いる機器

別表1を満たし、かつマンモグラフィ検診精度管理中央委員会の定める線量と画質の基準を満たしている。

イ 撮影者

マンモグラフィ撮影者は、マンモグラフィ検診精度管理中央委員会が開催するマンモグラフィに関する講習会またはこれに準ずる講習会を修了し、講習会のテストで「A」または「B」の評価を受けた診療放射線技師、または当該技師の指導下で撮影をしている。

ウ 読影医師

写真の読影にあたっては二重読影を行うものとする。マンモグラフィ読影医師2名のうち1名はマンモグラフィ検診精度管理中央委員会が開催する読影講習会またはこれに準ずる講習会を修了し講習会のテストで「A」または「B」の評価を受けた十分な経験を有する医師による読影・判定を原則とする。読影結果の判定は左右の別ごとに行う。

2 超音波検診実施機関

ア 検診に用いる機器

中心周波数が9MHz以上の体表用探触子のある乳房専用超音波診断装置を設置する。

ただし、アニュラアレイメカニカルスキャナでは7.5MHz以上でもよいものとする。

なお、記録装置は静止画像を撮影できるものとする。

イ 従事者

検査は乳房超音波検査に習熟したもの、またはその監督下に行うこと。

検査技師は、日本超音波医学会認定超音波検査士(体表臓器領域)の資格を

日本乳がん検診精度管理中央機構が主催または共催する講習プログラムを修了し、相応の成績を収めた上記の職種に該当する者が検査を行うことが望ましい。判定に関しても上記のプログラムを修了し、相応の成績を収めた医師が行うことが望ましい。

上記に加え、公益社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医(乳腺、体表あるいは総合領域)、同超音波検査士(体表臓器領域あるいは健診領域)の資格を有していることはさらに望ましい。(「超音波による乳がん検診の手引き～精度管理マニュアル～」より引用)

【削除】

(3) 精密検査実施機関

ア 次の検査により診断を行うことのできる機関であることが望ましい。

(ア) 精検用乳房X線撮影

a 機器等

乳房X線撮影装置が日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たし、線量及び画質基準を満たした撮影装置を使用すること。

日本乳がん検診精度管理中央機構の施設画像評価に合格していること。

少なくとも2方向撮影・圧迫スポット撮影および拡大撮影が可能なこと。

b 撮影者

マンモグラフィ撮影技術および精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会を修了した診療放射線技師が撮影すること、あるいはその監督下に撮影されること。

習得した者によって行う。(乳房超音波ガイドラインより引用)

ウ 判定医師

超音波検査画像の読影・判定は十分な経験を有する医師によって行うことを原則とする。

3 精密検査実施機関

ア 画像診断機器(超音波診断装置、マンモグラフィ装置)による診断ができる。

1) マンモグラフィ

別表1を満たし、かつマンモグラフィ検診精度管理中央委員会の定める線量と画質の基準を満たし、少なくとも2方向撮影及び拡大撮影が可能なこと。

撮影者はマンモグラフィ撮影技術及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会を修了した診療放射線技師により、または当該技師の監督下で撮影する。

読影医師は、マンモグラフィに関する基本講習プログラムに準じた読影講習会を修了し、十分な読影能力を有する医師により、あるいはその監督下で読影する。

2) 乳房超音波検査

表在用超音波診断装置により、プローブは次のいずれかを満たすものを

c 読影医師

マンモグラフィに関する基本講習プログラムに準じた読影講習会を修了し、十分な読影能力を有する医師により読影されること。

(イ) 乳房超音波検査

a 機器等

超音波診断装置に適切な探触子を接続して使用すること。なお、探触子は表在用を用いること。

画像および所見・診断を記録し、保管すること。

b 従事者

乳房超音波検査に習熟した医師・臨床検査技師・診療放射線技師・看護師が検査を行うこと。

c 判定医師

乳腺疾患の超音波診断に習熟した医師が診断すること。

(ウ) 細胞診・組織診

細胞診、針生検が可能であること。また、必要あれば外科的生検が可能であること。あるいは、外科的生検が可能な施設と連携できること。

細胞診の診断は細胞診専門医・細胞検査士（日本臨床細胞学会）により、組織診の診断は病理専門医（日本病理学会）により行われること。

イ 精密検査結果を速やかに市町村に報告できる機関であること。

ウ がん検診の向上のために千葉県がん登録事業に協力できる機関が望ましい。

エ 精密検査実施機関には、日本乳癌学会の乳腺専門医（当面の間は認定医も可とする）が常勤し検査を行う、あるいは当該医師の監督下で行われることが望ましい。

2 検診の内容

(1) 問診

ア 問診内容

使用する。

メカニカルセクタスキャナ：10MHz 以上

アニュラアレイスキャナ：7.5MHz 以上

電子リニアスキャナ：10MHz 以上

従事者は、乳房超音波検査に習熟した医師、臨床検査技士、診療放射線技師あるいは看護師、准看護師が行う。

判定医師は、乳腺疾患の診断に習熟した医師が診断する。

画像及び所見・診断を記録し、保管する。

イ 細胞診、穿刺吸引細胞診、針生検、切開生検等により確定診断ができる。

乳腺疾患の診断に習熟した医師、あるいはその監督下に行われる。

ウ 精密検査結果を速やかに市町村に報告できる。

エ なおがん検診の向上のために千葉県がん登録事業に協力できる機関が望ましい。

オ 精密検査を実施する医師は、日本乳癌学会、日本乳癌検診学会、乳がん検診従事者研修会、千葉乳腺疾患研究会等の研修に参加しており、乳がん精密検査についての実績がある。

第2 検診の内容

現在の症状・乳がんの家族歴・既往歴・月経及び妊娠に関する事項・乳房の状態・過去の検診受診状況等を聴取する。

イ 検診・精密検査結果に関する同意

検診・精密検査結果については、一次検診実施機関、精密検査実施機関及び実施主体である市町村が記録を把握・管理する。

受診者の精密検診結果等、検診の精度管理に必要な情報について、受診者にあらかじめ個人の特定できないような形での情報の利用について同意を求めるように努める。

(2) マンモグラフィ

ア 撮影法

【略】

イ 撮影にあたっての留意事項

【略】

ウ 読影にあたっての留意事項

写真の読影は、読影室の照度やシャウカステンの輝度に十分配慮する等読影環境を整えた上で、二重読影（このうち1名は、十分な経験を有する医師であること。）により行う。なお、読影結果の判定は、乳房の左右の別ごとに行う。

二重読影の所見に応じて、過去に撮影した乳房エックス線写真と比較読影することが望ましい。

(3) 超音波検査

ア 体位

【略】

イ 検査法

(7) 走査撮影法

【略】

(イ) 静止画像の記録

【略】

(ウ) 画像の読影

1 マンモグラフィ検診

(1) 撮影法

【略】

(2) 撮影にあたっての留意事項

【略】

【新設】

2 超音波検診

(1) 体位

【略】

(2) 検査法

ア 走査撮影法

【略】

イ 静止画像の記録

【略】

(3) 画像の読影

【略】

3 判定基準

マンモグラフィにおいては「マンモグラフィガイドライン第3版増補版」(社)日本医学放射線学会／(社)日本放射線技術学会編集(医学書院)の判定基準に準拠して判定する。

超音波検査については「乳房超音波診断ガイドライン改定第3版」日本乳腺超音波医学会編集(南江堂)及び「超音波による乳がん検診の手引き～精度管理マニュアル～」日本乳癌検診学会超音波検診精度管理委員会編集(南江堂)の判定基準に準拠して判定する。

第6 各種様式 (様式例は省略)

1 検診票(問診票・受診票・記録票)

【様式例の修正】

2 乳がん精密検診依頼書 兼 結果報告書(例)

3 受診者への説明資料(例)

参考資料

- 1 乳がん検診のためのチェックリスト(市区町村用)
- 2 乳がん検診のためのチェックリスト(検診実施機関用)
- 3 仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目(乳がん検診)
- 4 プロセス指標の意味と活用方法

【削除】

【略】

3 問診

乳がんの家族歴・既往歴・月経及び妊娠に関する事項・乳房の状態・過去の検診受診状況を聴取する。

第3 判定基準

マンモグラフィにおいては「マンモグラフィガイドライン 第2版」日本医学放射線学会／日本放射線技術学会マンモグラフィガイドライン委員会編集(医学書院)の判定基準に準拠して判定する。

超音波検診については「乳房超音波ガイドライン」日本乳腺甲状腺超音波診断会議編の判定基準に準拠して判定する。

第4 各種様式 (様式例は省略)

1 検診票(問診票・受診票・記録票)

【新設】

【新設】

【新設】

別表1